

議 事 録

会議の名称	令和 7 年度 第 4 回茨木市人権尊重のまちづくり審議会
開催日時	令和 8 年 3 月 25 日(水) 午後 2 時 30 分～4 時 00 分
開催場所	茨木市役所 南館 10 階 大会議室
会長	今西 幸蔵
出席者	今西 幸蔵 熊本 理抄 野崎 靖 川口 美智子 加古 望 辻本 元衛 尾山 洋恵 住友 靖夫 柴原 浩嗣 吉田 順子 田畑 敬 笹川 千昌 (12 人)
欠席者	坂元 喜彦 (1 人)
事務局職員	中井市民文化部長 松山市民文化部次長兼人権・男女共生課長 和田人権・男女共生課参事兼啓発係長 大石人権・男女共生課主幹兼豊川いのち・愛・ゆめセンター館長 雛迫人権・男女共生課主幹兼沢良宜いのち・愛・ゆめセンター館長 平野人権・男女共生課参事兼総持寺いのち・愛・ゆめセンター館長 松澤人権・男女共生課人権係長 飯酒盃人権・男女共生課人権係職員 (8 人)
開催形態	公開 (傍聴人 1 人)
議題(案件)	(1) いのち・愛・ゆめセンターの事業報告について (2) 人権問題に関する市民意識調査の報告について (3) その他
配布資料	(1) 令和 7 年度いのち・愛・ゆめセンターにおける事業概要(資料 1-1) (2) 令和 7 年度いのち・愛・ゆめセンターにおける主な独自事業(資料 1-2) (3) 「いのち・愛・ゆめセンター」に関する取組と今後の方向性について(資料 1-3) (4) 茨木市人権問題に関する市民意識調査報告書(案)(資料 2) (5) 意識調査報告書(案)おもな修正箇所一覧(資料 3) (6) 第 3 次人権施策推進計画策定スケジュール(資料 4) (7) 答申書(案)(資料 5)

(順不同、敬称略)

議 事 の 経 過	
発言者	議題(案件)・発言内容・決定事項
事務局	<p>本会議は原則公開の決定をいただいている。本日の会議には、傍聴の申し出があるので入室していただく。</p> <p><傍聴者入室></p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">1 開会</p> <p>ただ今から、「令和 7 年度第 4 回茨木市人権尊重のまちづくり審議会」を開会する。この後の議事進行については、人権尊重のまちづくり審議会規則第 5 条第 1 項の規定により、会長に議長を務めていただく。</p>
会長	まず、会議の開催にあたり、出席状況について、事務局から報告願う。
事務局	<出席状況と会議の成立について報告>
会長	<p>それでは、会議次第に沿って議事を進める。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">2 いのち・愛・ゆめセンターの事業報告について</p> <p>次第 2 いのち・愛・ゆめセンターの事業報告について、事務局から説明願う。</p>
事務局	<令和 7 年度いのち・愛・ゆめセンターにおける事業概要(資料 1-1)について説明>
事務局	<令和 7 年度いのち・愛・ゆめセンターにおける主な独自事業(資料 1-2)について説明>
事務局	<「いのち・愛・ゆめセンター」に関する取組と今後の方向性について(資料 1-3)について説明>
会長	ただ今、事務局から、いのち・愛・ゆめセンターの全体の事業概要、そして、3 館それぞれの独自事業、最後に、現在の取組と今後の方向性について説明をいただいた。これまで取り組んできたことが令和 7 年度はさらに充実したという報告だった。今の説明について、何か質問や意見はあるか。
A 委員	おにクルで行われた「だれでもディスコ」は何人の参加があったのか。年齢層はどうだったか。
事務局	参加者数は延べ約 350 人だった。
事務局	<p>「だれでもディスコ」はおにクルのきたしんホールで開催した。定員としては 200 人のホールだが、参加者がたくさん来られることを見込んで、20 分毎の交代制で入れ替えを行ったため、延べ 350 人となっている。</p> <p>年齢層については、事務局の体感ではあるが、シニア層が 3 割程だった。こども連れの方や、若者も“ディスコ”という響きに逆に新鮮さを感じて来ていただけた。また、障害の有無にも関わらず参加いただき、「だれでも」を体現できたと思っている。</p>

会長	では、次の意見にうつる。
B 委員	各センターの取組を見ると、同じ事業もあれば、偏っている事業もある。このことに関わって、第 2 回審議会で、私が住んでいる地域、総持寺について述べた。議事録にも明記されている。豊川や沢良宜のセンターと違って、総持寺は国際交流、外国人対応が見られない。高齢者や子どもたちに対する地域活動は増えたと思うが、外国人が多いので、そういう対応も、令和 8 年度の新しい方向性の中で是非とも盛り込んでいただきたい。
会長	地域の特性として、外国の方が大勢いるため、次年度の計画に盛り込んでほしいという要望である。事務局いかがか。
事務局	資料 1-1「いのち・愛・ゆめセンターにおける事業概要」の右欄に記載している「多文化共生支援事業 IMS(イムス)」は、3 館で実施している事業である。参加者数は 3 館を合計した数字で表記しているため、総持寺の実績はここでは見えていないが、3 館を合わせた事業の概要であるということをご理解いただきたい。「多文化共生支援事業」については引き続き実施していきたいと思う。
B 委員	他館と同じように総持寺でも取り組んでいるということか。
事務局	実施している。総持寺団地に外国籍の方が多く住んでいることは承知しており、そういった方々にどのようにアプローチしていくかが今後の課題だと考えている。
B 委員	他センターからは、外国人対応を主旨とする話が出ているが、総持寺では年度当初からそういった話がなく取組が見えないので、重ねて意見を申し上げた。地域の大きな課題となっていると感じるため、是非とも進めていただきたい。
会長	大切な意見である。せっかく実施しているので、見える形にさせていただけるとよい。外国籍の方々をはじめ、さまざまな方のニーズを踏まえて、次年度も頑張ってください。次の意見にうつる。
C 委員	3 館の報告に感謝する。私から 2 点ある。 この度の意識調査で、外国人の人権に関しての意識に変化が見られた。4 年前に実施した前回調査と比較して大きく後退している項目がいくつかあった。その観点から、いのち・愛・ゆめセンターにおいて、「外国人のニーズ(困りごと)を拾っている」と概要にあるが、そのニーズにどのような変化が見られるのか。あるいは、交流する中で市民の意識に変化が見られるのかどうか。また、総合相談事業の中で、外国人の相談で増えてきていると思うものがあるか。 今日でなくても結構である。今後、計画に盛り込む際に、数字だけではなく隣保館の中で聴かれてきた現場の声を聴かせていただければと思う。 2 点目は資料 1-3 右表の書き方の問題である。 「2025 年度の欄で黄色となっている項目は継続中、白色となっている項目は終了・完了している事業である」との説明だった。取組内容の上から 2 段目の「生活支援・貧困問題について庁内調整」は 2017 年度で終了しているようにこの表からは見える。また、5 段目の「市総合保健福祉計画の中でいのち・愛・ゆめセンターと連携を明記」については、おそらく 2018 年度に明記したことで終了としていると思うが、「生活支援・貧困問題についての調整」や「市総合保健福祉計画の中での連携」は継続していると考えている。終了ではなく、調

	整や連携が継続しているという書き方にしたほうがよいのではないか。
会長	2点の意見である。まず、最初の意見について、事務局いかがか。
事務局	実際にすべての方に話を聞いたわけではないが、日本で生活している外国籍の方と、技能実習生など仕事で日本に来ている外国籍の方に二分されると思っている。私どもは、日本で生活している外国籍の方とは比較的コミュニケーションが取りやすい。一方、仕事で日本に来ている外国籍の方に関しては、勤めている企業の中でのコミュニティや、同じ国の方とのコミュニティで意識的にまとまって生活されているイメージがある。識字教室に来られる方とはコミュニケーションが取れるため困りごとなどが分かるが、それ以外の大多数の方々のニーズまでは今は把握できていない。そこへのアプローチが課題だと考えている。
会長	この件に関して、他に意見はあるか。
事務局	いのち・愛・ゆめセンターの外国人相談に関わって、令和6年10月に本庁の人権・男女共生課で外国人相談窓口を開始した。令和7年度は3月現在でおおよそ190件の相談があった。税金や住民票、出産・子育て、保険などの手続きについて、窓口の同行支援などを行っている。また、2月には、大阪国際交流財団との共催で行政書士や弁護士の専門相談窓口を設け、6人が相談に来られた。そのときは多言語の通訳を配置して対応を行った。 相談窓口を設置してから1日1件ぐらいのペースで相談に来られている。ある程度、口コミや広報での認知が高まっていることと、外国人の相談ごとについてはやはり中央の相談窓口があると便利であるというところだと思っている。
会長	今の話に関連して、3月9日付で就労ビザの要件がとて厳しくなったことが大きな話題となった。これまでは外国から来られて、仕事の紹介をされ、その間に研修をして実際に働く、その最初の段階でビザがおりた。しかし、今回は最後の働くところが決まらなるとビザがおりない。これは外国から来られる方を制限することになってしまう。このようなこともあり、この問題についてはみんなで考えていかなければならないと思う。 C委員の2点目の意見について、事務局いかがか。
事務局	ご指摘いただいたとおり、庁内調整や連携については継続して行っている現状があるため、資料1-3右表を修正する。
会長	他に意見がないようなので、次の議題にうつる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">3 人権問題に関する市民意識調査の報告について</div> 次第3 人権問題に関する市民意識調査の報告について、事務局から説明願う。
事務局	<茨木市人権問題に関する市民意識調査報告書(案)(資料2)について説明> <意識調査報告書(案)おもな修正箇所一覧(資料3)について説明>
会長	8か所の修正があった。大きく言うと、一つは外国人の問題、もう一つは性的マイノリティの問題で、意識が後退しているということについてである。 今の説明について、何か質問や意見はあるか。
D委員	先ほどから議論になっているとおり、今回の調査は外国人に対する共生の意識が後退していることがどの項目でも見えていると思う。

	<p>これは今の社会的な状況もあるし、基本的には外国人が地域で増えているということがあって、その中でさまざまな意識の動きがあることが一つ大きな点である。</p> <p>もう一つは、政府の動きとして 1 月に「秩序ある共生社会を実現する」という総合対応策が示された。それに基づいてビザの要件を変えたり、土地の取得ルールを厳密化し、外国人が取得する際は届け出が必要になったりと、制度が変わっていつている。そのような大きな動きがある。また、政治の分野でも、外国人を排除する、あるいはそのような言説がアピールされるなどの動きもあり、茨木市民の意識も変わってきていると思う。他の市町村で同時期に行われた意識調査でも、外国人の人権課題については意識が後退している。</p> <p>報告書としては、「減少しています」や「後退しています」としか書けないが、この報告を受けてどのように取り組んでいくかが、これからの施策の課題だと思う。このような形で「秩序ある共生を進めていく」という流れになると、日本、あるいはこの地域、市の、法律や制度や文化を守ってもらった上で一緒に暮らしていく、という傾向が強くなると思う。</p> <p>これまで茨木市で取り組んできた IMS(イムス)の事業や相談事業では、いろいろな文化を持つ人たちが、どのようにこの茨木市の地域の中で共に暮らしていくかを一緒に追求していこう、というのが「多文化共生」だと思う。しかし、まず制度や日本のしきたり、地域のしきたりを守ってから共生があるという流れが、行政施策としても強まってくると思う。現場でどのように、一緒に暮らしていく仕組みを作っていくかが、地域の中で求められていると思う。</p> <p>ただ、そのようなことは報告書には書けないので、この調査結果から、施策の方向に繋いでいくことが必要だと思った。そういう意味で、この報告書では、部分的な変化ではなく、全体的に変化していることを明記する必要があると思い、意見を出した。</p> <p>もう一つは性的マイノリティの人権である。「施策が必要だと思うか」の間について、「思う」と回答した割合が前回調査から減少している。ここについて「意識が変化している」と表現したらどうかと提案をした。</p> <p>この間の取組の中で法律ができ、また、茨木市でも専門の相談を行われてきた。いろいろなところで性的マイノリティ(LGBTQ)に関する相談や啓発が進められ、制度も部分的に作られている。そういう意味で、「施策が必要だと思うか」の間に対し、「法律ができたし、いいのではないか」ということで、必要だという意見が少なくなることがあると思う。もう一つは、そのような制度ができたり、取組が進められたりすることに対して反発が出てくる。そういう反発も、この数字の中に表れているのではないかと思う。このどちらなのかは、今回の調査ではなかなか分析できないと思う。</p> <p>施策が進んだことによって、施策の必要性が下がっている部分と、施策を進めることによる反発で下がっている部分の両方がある。そこは、これからの取組の中で施策を活かしていくことと、その反発に対して理解を求めていく。そんな啓発や相談への対応が必要になるのではないかと。</p> <p>以上、2 点である。意識調査の報告書でしっかりと報告をし、今後の施策を活かしていくことが必要ではないかと思う。</p>
会長	<p>1 点目の外国人の人権問題に対する意識の後退について、これは調査であるので「結果はこうだ」としか言えない面がある。ただ、それで終わるのではなく、次の第 3 次計画に反映</p>

	<p>していくため、皆さんと一緒に考えていかななくてはならない非常に重要な課題である。</p> <p>2点目の反発が出てくるという問題は、大変難しい問題である。</p> <p>この2点について意見を求めたい。</p>
C 委員	<p>前回の審議会でも話したが、いわゆる「差別する・差別される」という二項対立ではない状況の中で、今、本当に苦しんでいる人たちが反発の声をあげているというような状況も見える。そのような自分の苦しみを声に出すことができない人たちのつぶやきやニーズをどうやって拾っていくことができるのか、相談事業の中にどう盛り込んでいくことができるのか。先ほどのD委員のお話を、学生の声と重ねて考えてみると、人権に関心があったり、反差別の運動に関与したりしている、いわゆる「リベラル」と言われる学生のほうが、ルールや秩序を強調する傾向が授業の中でも見られる。自由や人権、反差別と、ルールや秩序の遵守が交差しながら、今、若者たちの中に出てきている。</p> <p>いわゆる「差別する人たち」による反発だけではない。「自分たちはこんなにルールや秩序を守って生きている」と学生たちが言うときの自由とは、国家による介入と保護を前提とし、その範囲内で守るべき自由である。また、私たちは幼いときから、「人様に迷惑をかけないようにしましょう」と教え込まれ、訓練を受けてきている。人に迷惑をかけないようにするのは大事なことではあるが、「人はお互いに迷惑をかけあいながら生きている」とか、『『助けて』と言っていい』とは教わってきていない。「迷惑をかけないように」、「ルールや秩序は守らないといけない」、自分たちはそうしてきたから、そうではないと思われる人たち、あるいはそうではないとスケープゴートにされる人たちに対する不満や怒りが集中しているのではないかと、学生を見ていて思う。</p> <p>まさにルールや公共の秩序を提案する側にいる行政が策定する計画の中で、「ルールと人権」とか、「秩序と共生」といったバランスを、人間の尊厳を大事にしながら進めていくことが、第3次計画には大事になってくると感じている。</p>
会長	<p>苦しんでいる方々の声が聞き取れる、声が聞こえる社会を作ることが私は大事だと思っている。確かに社会のルールや秩序はあるが、それ以上に大事な人間的なものが私たちの耳に届くような社会を皆さんと一緒に作っていけるとよいと思う。</p> <p>他に意見はあるか。</p>
E 委員	<p>外国人の問題に限らず、調査の結果、特に前回からの経過が見られるという場合に、当然、報告書なので報告は報告でよいと思うし、先ほどから言われているように次の計画に向けてどうするかというのは非常に大事であるが、報告書の考察部分の記載が気になっている。項目によっては具体的に「こういうふうに改善したほうがよい」と書かれている部分もある。そうかと思えば、外国人のところは特に書かれておらず、アンバランスなのではないか。</p> <p>特に私は教育畑出身なので人権学習の箇所に注目して読んでいたが、例えば「40歳代は部落差別(同和問題)の学習経験の割合が高いにもかかわらず現在の関心は低い」という結果が出ており、教育内容の改善が必要である」というようなことが書かれている。これを見ると教育現場の人はドキッとす。「今までやってきたことは間違いだったのか」というようにも受け取られかねない。もちろんそう感じ取られても仕方がないのだが、他の項目を見たときに、報告だけで終わっていて特に「どうしたらいい」ということは書かれていないものもあ</p>

	<p>る。報告書というものが、単なる報告だけなのか、それとも一定程度、原因や背景を書いた上で、次に向けて課題をある程度示すものなのか、統一性が必要ではないか。そのあたりを伺いたい。</p>
会長	<p>報告書案 108 ページから始まる考察の濃淡についての意見である。事務局いかがか。</p>
事務局	<p>考察の内容に濃淡があることはそのとおりである。次の施策を明確に示すまでいなくても、各人権課題について今後の課題を述べることは必要だと考えている。各項目の記載の濃淡については調整が必要だと思う。</p>
会長	<p>考察部分の記載の修正については、事務局との調整を私と熊本副会長に一任いただきたい。</p> <p>他に意見がないようなので、次の議題にうつる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">4 その他について</div> <p>次第 4 その他について、事務局から説明願う。</p>
事務局	<p><第 3 次人権施策推進計画策定スケジュール(資料 4)について説明></p>
会長	<p>ただ今、計画策定のスケジュールについて説明をいただいた。7 月から 11 月の間に素案ができ、令和 9 年 2 月頃から計画書・概要版を作成するという流れである。何か質問や意見はあるか。</p> <p>特に意見がないようなので、承認いただいたものとする。</p> <p>事務局、他に何かあるか。</p>
事務局	<p><答申書(案)(資料 5)について説明></p>
会長	<p>ただ今、答申書(案)の説明をいただいた。今年度第 1 回目の審議会で市長からいただいた諮問についての答申である。この答申案について、何か意見はあるか。</p>
C 委員	<p>答申書の内容について異存はないが、含んでいただけるか、あるいは今後の計画を策定する際に念頭に置いておきたいこととして申し上げる。</p> <p>1 点目として、答申書の「1 人権問題に関する市民意識調査について」の外国人の人権、及び「2(1) 外国人総合相談事業について」に関して、審議会の委員に外国籍住民の当事者団体がいないというのは、計画を考える上で限界がある。先ほども、いのち・愛・ゆめセンターにどのような相談があがっているかと尋ねたように、市民の意識だけでなく、当事者の声を計画の中にどのように反映できるかということを考えると、「1」や「2(1)」と連携させながら相談支援事業で収集されている当事者の声がどのような形で分析されているのか、分析結果を今後教えていただきたい。それは性的マイノリティに関しても言える。当事者団体が審議会にいないことが私たちの限界である。そのあたりは今後含み置きいただきたい。</p> <p>2 点目としては、茨木市人権施策推進計画を考えていく上で、先ほど D 委員がおっしゃったように、政治情勢の変化を受けて、いくつかの自治体では人権関係の施策で変化が起きている。例えば、職員の採用で国籍要件を復活させる自治体が出てきている。そのような動きが茨木市の中で起きているのかどうかということも考えながら、第 3 次計画を検討していく必要がある。</p>

	<p>茨木市の中で、政治や社会情勢を受けて、現在の政策を変えていこうという動きがあるのかどうかを、公開できるものについては、審議会の中で教えていただきながら人権施策推進計画を考えていきたい。他の法制度や政策との兼ね合いが非常に強く出てくる計画になると思うので、福祉計画や外国人施策、男女共生施策、障害者施策などにおける進捗状況も教えていただきたい。</p>
会長	<p>非常に重要な発言をいただいた。答申案について、他に意見はないか。 意見がないようなので、本答申案をもって、市長に答申を行う。</p>
事務局	<p>市長への答申について、日程の都合上、別日を設定し、会長に一任することを了承いただきたい。</p>
	<p><異議なし></p>
事務局	<p>それでは、答申については今西会長にお願いする。 次回、来年度の審議会は7月頃の開催を予定している。 本会議の議事録については、事務局で作成後、発言された方に確認の上、市のホームページで公表させていただく。 最後に中井市民文化部長よりごあいさつさせていただきます。</p>
中井部長	<p><あいさつ></p>
会長	<p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">5 閉会</p> <p>本日の議題は、すべて終了したので、閉会する。</p>